

印紙税：特別自主申告プログラムの 2026 年 12 月 31 日までの延長

概要

マレーシアにおける印紙税に係る特別自主申告プログラム（Special Voluntary Disclosure Programme; "SVDP"）の実施期間について、当初 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までとされていたところ、さらに **6 か月間延長し、2026 年 7 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで**（"SVDP 期間"）とすることが決定された。SVDP への参加に係る既存の適格要件に変更はない。

SVDP に関する当事務所の以前のクライアントアラート（[こちら](#)）で概説したとおり、本プログラムは、未納付又は遅延納付の対象となる適格な文書について、遅延納付ペナルティの全額免除を伴う是正を行うことを可能とするものである。今回の延長により、納税者がコンプライアンス水準を向上させ、関連する文書に係る印紙税の納付手続を完了し、当該文書に適用される印紙税を納付するための追加的な期間が確保されることとなる。

詳細

2026 年 6 月 26 日、本プログラムの当初の期限である 2026 年 6 月 30 日まで 1 週間を切った時点で、マレーシア財務省は印紙税に係る SVDP の実施期間を **2026 年 7 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで**の 6 か月間延長することを承認した。

SVDP においては、**2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで**の間に作成・締結された文書について、以下の条件を満たす場合、遅延納付ペナルティの全額免除が認められている：

- 当該文書が印紙付与のために提出されていること、かつ
- 適用される印紙税が納付されていること。

上記の各要件は、いずれも SVDP 期間内に充足される必要がある。

前回のアラートにおいて既に指摘したとおり、SVDP に基づき印紙税が納付された文書は監査の対象とはならず、印紙税申告書 (Stamp Duty Return Form) 又は課税通知書 (Notice of Assessment) に記載されたペナルティは、納付時に自動的に免除されるため、別途の申請は不要である。さらに、本プログラムは、印紙税の回避を意図した欺罔又は虚偽表示を含む不正行為が関与する場合には適用されない。

SVDP におけるペナルティの取扱い

参考として、SVDP におけるペナルティの取扱いを以下に整理する。

印紙税納付のための提出日	印紙税の納付状況	ペナルティ
2026 年 1 月 1 日より前	ペナルティを含め納付済み	SVDP に基づくペナルティの免除の 対象外
	印紙税が未納付	2026 年 12 月 31 日までに納付した場合、 遅延納付ペナルティなし
2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの間	2026 年 12 月 31 日までに印紙税を納付	遅延納付ペナルティなし

SVDP 適用外におけるペナルティの取扱い

SVDP の適用範囲外となる文書については、1949 年印紙法に基づく以下の標準的な遅延納付ペナルティが引き続き適用される。



印紙税納付の遅延期間	ペナルティ
3 か月以内	50 リンギット又は印紙税額の 10%のいずれか高い方
3 か月超	100 リンギット又は印紙税額の 20%のいずれか高い方

ただし、印紙税監査枠組み (Stamp Duty Audit Framework) においては、一般的な自主申告プログラムに基づき印紙税事務所 (Stamp Office) に申請を行うことにより、ペナルティを 10%に減額する免除申請を行うことが可能とされている。当該ペナルティの減額が認められるかどうかは印紙税事務所の裁量に基づき、個別の事案ごとに判断される。また、当該申請は、印紙税監査が実施されていない場合に限り提出することができる。

実務上の影響

今回の延長により、企業は、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に作成された未納付又は遅延納付の対象となる適格な文書について、過去の印紙税に係る状況を見直し、コンプライアンスを是正するための追加的な期間が確保されることとなる。

具体的には、企業は以下の対応を行う必要がある。

- 未納付又は遅延納付の文書（グループ内契約、商業契約及びファイナンス関連文書を含む）の特定
- 適用される印紙税のエクスポージャーの評価
- ペナルティの免除を受けるため、2026 年 12 月 31 日までに印紙税の納付手続を完了すること

印紙税の自己申告制度が近時導入されたこと及び内国歳入庁 (Inland Revenue Board) による監査の強化を踏まえ、SVDP 期間中に適時に是正を行うことは、引き続き重要なリスク管理上の措置である。

お問い合わせ



Adeline Wong

パートナー

Adeline.Wong@wongpartners.com



Yvonne Beh

パートナー

Yvonne.Beh@wongpartners.com

本法務アップデートは、アソシエイトの Chloe Ng 及びチェンバリング・ビュービルの Chris Deng が寄稿しました。

© 2026 Wong & Partners. This client alert was issued by Wong & Partners, a member firm of Baker McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm. This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.